

各 位

会 社 名 イーター電機工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 高橋 洋
(JASDAQ・コード 6891)
問い合わせ先 取締役管理部長 増田 幸一
(電話 03-3745-6740)

上場廃止に関するお知らせ

当社は、東京証券取引所より、平成28年6月24日付をもって当社株式を整理銘柄に指定し、1ヶ月後の平成28年7月25日付で上場廃止となる旨の通知を下記のとおり受けましたのでお知らせいたします。

記

1. 上場廃止および整理銘柄指定

- (1) 銘柄 イーター電機工業株式会社 株式 (コード: 6891、市場区分: ジャスダック)
- (2) 整理銘柄指定期間 平成28年6月24日(金)から平成28年7月24日(日)まで
- (3) 上場廃止日 平成28年7月25日(月)
(注) 速やかに上場廃止すべき事象が発生した場合には、上記整理銘柄指定期間および上場廃止日を変更することがあります。
- (4) 上場廃止理由 有価証券上場規程第604条の2第1項第3号(関連規則は同規程第601条第1項第5号本文)(上場会社が事業年度の末日に債務超過である場合において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき)に該当するため

2. 上場廃止及び整理銘柄指定の理由

当社は、平成27年3月期決算において有価証券上場規程第604条の2第1項第3号(関連規則は同規程第601条第1項第5号本文)(ジャスダックの上場廃止基準)に定める債務超過の状態となったため、平成28年3月31日(木)まで、債務超過基準に係る猶予期間に入っておりました。

更に、平成28年5月18日付にて、平成28年3月期決算において再び債務超過となる見込みであることを公表し、東京証券取引所より、有価証券上場規程施行規則第605条第1項第7号(有価証券上場規程第601条第1項第5号(同第604条の2第1項第3号による場合)に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であって、同規程に該当するかどうかを確認できないとき)に該当するため、当社株式は監理銘柄に指定されておりました。本日、当社が提出した有価証券報告書において、平成28年3月期においても債務超過となったことが確認されたため、当社株式の上場廃止が決定し、整理銘柄に指定されました。

3. 今後の見通し

当社株式は、本日の東京証券取引所における上場廃止決定に伴い、本日より原則1ヶ月間整理銘柄へ指定された後、上場廃止となります。整理銘柄への指定期間中は、従来どおり売買を行っていただくことが可能です。

株主の皆さまには多大なるご迷惑をおかけしたことを心よりお詫び申し上げます。

<今後のスケジュール>

平成28年6月24日(金) 上場廃止決定
6月24日(金) 整理銘柄としての売買
7月22日(金) 証券取引所での売買最終日
7月25日(月) 上場廃止日

尚、上場廃止後も事業は継続し、引き続き収益の改善に向けて全社一丸となって邁進し経営の再建を図る所存でございますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以 上